

事 務 連 絡  
令 和 5 年 4 月 3 日

各主任研究者 殿

こども家庭庁成育局母子保健課  
厚生労働省大臣官房厚生科学課

こども家庭庁が行う研究助成事業等による研究における健康危険情報の取扱いについて

厚生労働省では、「厚生労働省健康危機管理基本指針」を策定し、健康危機管理体制の強化を進めており、国民の生命、健康に重大な影響を及ぼす情報（以下、「健康危険情報」という。）について、広く情報収集が図られています。

今般、こども家庭庁が設置され、これまで厚生労働科学研究費補助金の対象となっていた、こども政策（母子保健等）に係る研究に対する助成事業について所掌することとなりました。については、移管後も、引き続き必要な危機管理体制の確保を図るため、こども家庭庁が行う研究助成事業及び日本医療研究開発機構成育疾患克服等総合研究事業による研究を実施する研究者におかれては、下記事項について御協力をお願いいたします。

#### 記

- 1 研究の過程で健康危険情報を把握した場合（2により把握した場合を含む。）には、速やかに、こども家庭庁成育局母子保健課（メール：[boshihoken.kagi@cfa.go.jp](mailto:boshihoken.kagi@cfa.go.jp)）宛てに、別紙様式を用いて御連絡をお願いします。

あわせて、引き続き、厚生労働省においても、広く健康危険情報の収集を図る趣旨から、厚生労働省健康危機管理・災害対策室（メール：[emergency@mhlw.go.jp](mailto:emergency@mhlw.go.jp)）宛てにも、別紙様式を用いて御連絡をお願いします。

- 2 分担研究者・研究協力者に対し、これらの者が健康危険情報を把握した場合には、速やかに主任研究者へ連絡するよう、御伝達をお願いします。